

改正

平成27年3月31日告示第29号

平成27年11月30日告示第75号

令和2年4月1日告示第34号

令和7年3月31日告示第46号

羽咋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加齢とともに車両等の運転に必要な判断能力や身体能力が衰えて、運転に不安のある高齢者に運転免許証の自主返納を促進することにより、高齢者による交通事故の減少を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対し、全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、羽咋市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の者で自主返納を行った者とする。

(支援内容)

第4条 市長は、前条の対象者に対し、羽咋市地域循環バス（以下「羽咋市るんるんバス」という。）の無料乗車券（以下「フリーパス」という。様式第1号）と次の各号に掲げるいずれかを交付するものとする。ただし、フリーパスの有効期間は、フリーパスの交付を受けた日から2年間とする。

- (1) 石川県タクシー協会が発行するタクシー共通クーポン券（10,000円相当分）の交付
- (2) 羽咋市商工会が発行する地域商品券（10,000円相当分）の交付

(交付申請)

第5条 前条に規定する支援を受けようとする者は、羽咋市高齢者運転免許証自主返納支援事業交付申請書（様式第2号）に、公安委員会が発行した申請による運転免許証の取消通知書（以下「取消通知書」という。）の写しを添えて、市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による交付申請は、自主返納した日から起算して6か月以内（当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで）に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請した者に第4条に規定する支援を行うものとする。

(使用条件等)

第7条 フリーパスは、前条の決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）に限り利用することができる。

- 2 フリーパスを使用し、羽咋市るんるんバスを利用する場合は、運転手に対しフリーパスを

提示しなければならない。

- 3 フリーパスを紛失した場合は、再発行は行わない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

(フリーパスの返納)

第8条 フリーパスの交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、フリーパスを速やかに市長に返納しなければならない。

- (1) 支援決定者が死亡した場合
 - (2) 支援決定者が羽咋市から転出した場合
 - (3) フリーパスの有効期限が経過した場合
- (決定の取消し等)

第9条 市長は、交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援を取り消すことができる。

- (1) 支援決定者が虚偽又は不正な手段により交付を受けた場合
 - (2) 支援決定者が第3者にその権利を譲渡、転売又は貸与した場合
 - (3) 支援決定者が運転免許を再取得した場合
 - (4) その他市長が適当でないと認める場合
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年12月1日から施行し、同日以後に運転免許証を自主返納した者について適用する。

附 則 (平成27年3月31日告示第29号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月30日告示第75号)

この告示は、平成27年12月5日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第34号)

この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に運転免許証を自主返納した者について適用する。

附 則 (令和7年3月31日告示第46号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（表）

	羽咋市「るんるんバス」乗車券
有効期限	
年 月 日	
氏名：	
No.	発行日： 年 月 日
（高齢者運転免許証自主返納支援事業）	

（裏）

注 意 事 項
1. 記名人に限り、この券を利用することができます。
2. 乗車の際は必ず運転手にこの券を提示してください。
3. この券を譲渡、転売又は貸与することはできません。
4. 有効期限が経過した場合又は記名人が死亡若しくは転出した場合は、この券を返納してください。
羽咋市産業建設部生活安全課 TEL：0767-22-7137

様式第2号（第5条関係）

羽咋市高齢者運転免許証自主返納支援事業交付申請書

年 月 日

羽咋市長 宛

羽咋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第5条の規定により申請します。

氏 名	ふりがな	
生年月日	年 月 日生	
住 所	羽咋市	
連 絡 先	☐ 自 宅 ☐ 携 帯	() ー
支援内容	☒ 羽咋市るんるんバス無料乗車券（フリーパス）の交付 ☐ タクシー共通券の交付 ☐ 地域商品券(UF0 商品券)の交付 } どちらかを選択 (10,000 円分)	

※ 以下は記入しないでください。

確認書類	☐ 取消通知書
るんるんバス無料乗車券交付番号	No.
交 付 日	年 月 日
有効期限	年 月 日
商品券及びタクシー券発行番号	No. ～ No.